

青森県立百石高等学校生徒会々則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、青森県立百石高等学校生徒会と称する。
- 第 2 条 本会は、会員の自主的積極的な活動によって学校生活に参加し、友愛と寛容の精神をもって会員相互の親睦を図り、併せて教養及び体位の向上を期し、有為な公民としての素養を育成することを目的とする。
- 第 3 条 本会は、校長の指導方針に基づき第 2 条の目的を達成し、学校生活を意義あらしめるため教師の指導の下に活動するものとする。

第 2 章 権 利 義 務

- 第 4 条 本校生徒は、全員が生徒会々員の資格を有する。
- 第 5 条 会員は、全員が選挙権を有し、役員となる資格を有する。但し 3 学年生徒は、1 1 月以降役員としての被選挙権を有しない。
- 第 6 条 会員は、積極的に本会に協力し、良心的にこの会則に従わなければならない。
- 第 7 条 会員は、文化部、体育部のいずれかを選択し、部活動に参加することを奨励する。
- 第 8 条 会員は所定の額の会費を納入しなければならない。

第 3 章 組 織

- 第 9 条 本会は、本校生徒全員をもって組織する。
- 第 10 条 本会は、その有機的にして円滑な運営のため次の機関を設ける。
(1) 生 徒 総 会
(2) 中 央 委 員 会
(3) 常 任 委 員 会
(4) 執 行 部 会
(5) 選挙管理委員会
- 第 11 条 本会は、会長が必要と認めた場合又は中央委員会において必要と認めた場合、及び全会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合には別に委員会を組織することができる。

第 4 章 生 徒 総 会

- 第 12 条 生徒総会は本会最高の議決機関である。
- 第 13 条 生徒総会は、会員の意向聴取及び予算の審議、決算の報告並びに本会の重要問題の最終的決定のために開く。
- 第 14 条 生徒総会は、会長が定期的に（春・秋各 1 回）これを召集する。但し、会長が特に必要と認めた場合及び中央委員の 3 分の 2 以上の要求があった場合は、臨時に生徒総会を開くことができる。
- 第 15 条 生徒総会は、全会員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、その議決は出席会員の過半数の賛同を必要とする。
- 第 16 条 生徒総会の議長団（3 名）は執行部役員を除く会員中より選出される。

第 5 章 中 央 委 員 会

- 第 17 条 本会は、第 10 条に定める委員会の活動を行うために、生徒総会に次ぐ議決機関として中央委員会を設置し、次に掲げる役員をもって構成する。

- | | | |
|--|------------|--------------|
| | (1) 生徒会会長 | 1名 |
| | (2) 生徒会副会長 | 2名 |
| | (3) 書記 | 2名 |
| | (4) 会計 | 2名 |
| | (5) 監査 | 2名 |
| | (6) 常任委員会 | 各常任委員会の代表者1名 |
| | (7) 代議員 | 各HRより1名 |
- 第18条 中央委員の任期及び選出は次のとおりとする。
- (1) 中央委員の任期は11月より翌年度の10月までの1ヵ年とする。但し、代議員については、毎学年始めより学年末までの1ヵ年とする。なお委員の再任は妨げない。
- (2) 生徒会長・副会長は全会員の直接選挙によって選ばれる。書記・会計・監査・各常任委員長は生徒会長の任命による。代議員は各HRの委員長が兼任する。
- 第19条 会長は、生徒会を代表し生徒会各機関を掌握して会の秩序を維持する。
- 第20条 会長は、生徒総会及び中央委員会を招集する。
- 第21条 会長は、全会員の3分の1以上の要求があれば中央委員会及び生徒総会を招集しなければならない。
- 第22条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときその任を代行する。
- 第23条 書記は、本会の議事録を制作し必要な通信、発表、伝達を行う。
- 第24条 会計は、本会の会計事務を司る。
- 第25条 監査は、本会の会計監査事務を司る。
- 第26条 常任委員長は、各常任委員会を掌握しその円滑な活動の遂行をはかる。
- 第27条 代議員は、中央委員会の運営議決に参画し各HRとの連絡に当る。
- 第28条 中央委員は、その職を兼務することはできない。
- 第29条 不信任その他の事由により役員に欠員が生じたときは、速やかに後任を選出しなければならない。但し後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第30条 中央委員会は、原則として公開する。

第6章 常任委員会

- 第31条 本会は、中央委員会の活動を促進遂行させるため、その執行機関として次に掲げる機関を設ける。
- (1) 文化常任委員会
- (2) 体育常任委員会
- (3) 校紀常任委員会
- (4) 応援常任委員会
- (5) 出版常任委員会
- (6) 保健常任委員会
- (7) 図書常任委員会
- 第32条 各常任委員会の定員は次のとおりとする。
- (1) 文化常任委員会は、各HRから2人を選出して構成する。
- (2) 体育常任委員会は、各HRから2人を選出して構成する。
- (3) 校紀常任委員会は、各HRより2人を選出して構成する。
- (4) 応援常任委員会は、各HRより2人を選出して構成する。
- (5) 出版常任委員会は、各HRより1人を選出して構成する。
- (6) 保健常任委員会は、各HRより男女各1人を選出して構成する。
- (7) 図書常任委員会は、各HRより2人を選出して構成する。
- 第33条 各常任委員会の委員の任期は、年度始めより年度末までの1カ年とし再任を妨げない。
- 第34条 各常任委員会の委員長の任期及び選出法は第5章第18条の規程によるものとし、副委員長においては委員長がHR選出委員より各2名を推薦し中央委員会

- において任命する。
- 第 35 条 各常任委員会の分担業務は次のとおりとする。
- (1) 文化常任委員会は、各種校内文化活動の促進及び校外における文化活動に対して協力する。また、各種行事の放送に関する業務に当たる。
 - (2) 体育常任委員会は、各種校内体育競技活動の促進及び校外における体育活動に対して協力する。
 - (3) 校紀常任委員会は、校内美化整備及び校紀に関する業務に当たる。
 - (4) 応援常任委員会は、応援団の組織運営に関する業務に当たる。
 - (5) 出版常任委員会は生徒会誌「たかしお」の年 1 回発行及び生徒会活動に必要な新聞の発行に携わる。
 - (6) 保健常任委員会は学校保健の推進向上を図るために、自主的に保健衛生管理や環境整備等の仕事をする。
 - (7) 図書常任委員会は図書の貸し出しや図書館報の発行等を通し、図書館の有効的な活用を推進する。
- 第 36 条 各常任委員会は、その運営のために運営細則を設定することができる。但し、運営細則は、中央委員会の承認を得たものでなければならない。
- 第 37 条 各常任委員会は、各常任委員長が定期的に召集する。
- 2 常任委員会で審議される問題は、中央委員会に報告しなければならない。
- 第 38 条 各委員会は、原則として以上の委員を兼任することができない。

第 7 章 執 行 部 会

- 第 39 条 執行部会は、中央委員会及び生徒総会における議決事項の執行及び各種委員会活動の企画運営の事務を主幹する。
- 第 40 条 執行部は、会長、副会長、書記、会計、監査、常任委員長をもって構成する。
- 第 41 条 執行部会は、必要に応じて会長がこれを召集する。

第 8 章 選挙管理委員会

- 第 42 条 選挙管理委員会は、生徒会役員等の選挙管理に関する運営業務を司る。
- 第 43 条 委員の任期及び選出法は次のとおりとする。
- (1) 選挙管理委員の任期は、選挙業務に必要な期間とする。
 - (2) 選挙管理委員は、各HRより 1 人ずつ選出する。

第 9 章 監査委員会

- 第 44 条 監査委員会は、生徒会会計の定期的監査事務に当たる。

第 10 章 部（文化部・体育部）

- 第 45 条 本会は、文化及び体育活動の推進奨励のため、それぞれの部を設けることができる。
- 第 46 条 文化部の各部は、文化常任委員会の管理の下に活動するものとする。
- 第 47 条 体育部の各部は、体育常任委員会の管理の下に活動するものとする。
- 第 48 条 部には本会より費用（部費）を支出する。
- 第 49 条 廃部については顧問会議で提案し、職員会議で決定する。

第 11 章 年 度 及 び 会 計

- 第 50 条 本会の会計年度は、学年始めより学年末までとする。

- 第 51 条 本会運営の経費は、全会員の会費及び特別収入による。
- 第 52 条 本会の会費は別に定める。
- 第 53 条 中央委員会は、各常任委員会より提出された毎会計年度予算案を審議し、本会の予算案を作成して生徒総会に提出する。
- 第 54 条 監査は第 14 条の規定の春季定例生徒総会において、本会の年間会計監査結果及び予算執行状況検査結果について報告しなければならない。

第 12 章 改 正

- 第 55 条 本会々則の改正は、中央委員会の 3 分の 2 以上の賛成を得て発議し、生徒総会においてこれを審議し過半数の同意をもって決定する。

第 13 章 補 則

- 第 56 条 本会は、本会運営についての指導及び助言を得るために各機関に顧問を置く。
- 第 57 条 顧問は、本校教職員の中から校長が選びこれを委嘱する。
- 第 58 条 本会の役員は、校長がこれを任命する。
- 第 59 条 本会則は、昭和 45 年 4 月 1 日より施行する。

生 徒 会 組 織 図

